

県税の 「優遇措置制度」 について



福 島 県

福島県内において、各種法令で指定する事業のために対象施設等を新（増）設又は取得等し一定の要件を満たすときは、事業税及び不動産取得税について、税制上の優遇措置制度（課税免除又は不均一課税）の適用を受けることができます。

なお、この課税免除等の適用を受けるためには、期限内に申請書を提出する必要がありますので、申請手続き等についてご注意ください。

優遇措置制度の対象

- **事業税** 県内に有する事務所等の従業者の数（事務所等の固定資産の価額等）に対する新設又は増設した対象施設等に直接従事する従業者の数（対象施設等の固定資産価額等）の割合に相当する事業税が免除対象となります。
外形標準課税対象法人の「付加価値割」「資本割」は対象となりませんので注意願います。
- **不動産取得税**
 - 【家屋】 対象事業の用に供される建物の取得に限ります。
 - 【土地】 対象施設等の敷地である土地（対象家屋の垂直投影面積部分）の取得に限ります。
なお、土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限ります。

申請期限

- **個人事業税** 事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日
- **法人事業税** 事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告期限
- **不動産取得税** 対象不動産を取得した日から60日を経過する日
※事業税は、2年目以降も各年、各事業年度ごとに申請が必要です。

各種法令

- **復興特区法** 東日本大震災復興特別区域法
- **福島特措法** 福島復興再生特別措置法
- **過疎法** 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
- **原発特措法** 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法
- **地域未来投資促進法** 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

申請書類

◆復興特区法

提出書類	個人事業税	法人事業税	不動産取得税
課税免除申請書	●	●	●
新設又は増設した固定資産明細書	●	●	●
課税免除申請額の計算書		●	
課税免除の比率の計算書	●	●	
法人事業税申告書（分割基準の明細書を含む）の写し		●	
不動産の取得に関する申告書			●
所得税・法人税確定申告書の写し・その他必要と認める書類	●	●	●
従業者在籍調査明細書	●	●	
減価償却資産の償却額に関する明細書（固定資産の減価償却明細一覧表）	●	●	●
決算報告書（貸借対照表・損益計算書・販売及び管理費内訳書・製造原価報告書等）		●	
事務所等全体の建物、施設等の見取り図（配置図を含む。）、建物の平面図、求積図	●	●	●
建物の工事請負契約書の写し（土地の課税免除がある場合）			●
指定書・実施計画・変更届・認定書・実施状況報告書の写し	●	●	●
課税免除対象となる施設等の配置図	●	●	●
対象事業の分かるパンフレット・会社案内等	●	●	●

◆福島特措法

提出書類	個人事業税	法人事業税	不動産取得税
課税免除申請書	●	●	●
新設又は増設した固定資産明細書	●	●	●
課税免除申請額の計算書		●	
課税免除の比率の計算書	●	●	
法人事業税申告書（分割基準の明細書を含む）の写し		●	
不動産の取得に関する申告書			●
所得税・法人税確定申告書の写し・その他必要と認める書類	●	●	●
従業者在籍調査明細書	●	●	
減価償却資産の償却額に関する明細書（固定資産の減価償却明細一覧表）	●	●	●
決算報告書（貸借対照表・損益計算書・販売及び管理費内訳書・製造原価報告書等）		●	
事務所等全体の建物、施設等の見取り図（配置図を含む。）、建物の平面図、求積図	●	●	●
建物の工事請負契約書の写し（土地の課税免除がある場合）			●
【新規事業者】認定書の写し・事業実施計画の写し 【既存事業者】確認書の写し	●	●	●
【風評税制】指定書・実施計画・変更届・認定書・実施状況報告書の写し	●	●	●
【イノベ税制】認定書の写し・事業実施計画の写し	●	●	●
課税免除対象となる施設等の配置図	●	●	●
対象事業の分かるパンフレット・会社案内等	●	●	●

◆過疎法・原発特措法・地域未来投資促進法・地域再生法

提出書類	個人事業税	法人事業税	不動産取得税
課税免除・不均一課税申請書	●	●	●
新設又は増設した固定資産明細書	●	●	●
課税免除等申請額の計算書	●	●	
課税免除等の比率の計算書	●	●	
法人事業税申告書（分割基準の明細書を含む）の写し		●	
不動産の取得に関する申告書			●
所得税・法人税確定申告書の写し・その他必要と認める書類	●	●	●
減価償却資産の償却額に関する明細書	●	●	●
従業者在籍調査明細書	●	●	●
生産工程概要説明書	●	●	●
課税免除等の対象となる生産設備配置図	●	●	
事務所等全体の建物、施設等の見取り図（配置図を含む。）、建物の平面図、求積図	●	●	●
新設又は増設部分に係る増加生産額（設備の取替、更新のみ）	●	●	
営業許可書の写し（過疎法の旅館業のみ）	●	●	●
当該事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類	●	●	
決算報告書（貸借対照表・損益計算書・販売及び管理費内訳書・製造原価報告書等）		●	●
製造契約書等（土地、建物等を現地法人に貸与している場合）			●
新設又は増設部分の従業者推移表及び従業者名簿（原発特措法）	●	●	●
建物の工事請負契約書の写し（土地の課税免除等がある場合）			●
産業振興機械等の取得等に係る確認書の写し（過疎法）	●	●	●
生産品目等を記載したパンフレット等・会社の定款	●	●	●
本社機能において従業員の増加がわかる表及び従業員名簿、認定書の写し（地域再生法）	●	●	●

申請書等提出先

地方振興局	所在地	電話番号	
		事業税	不動産取得税
県北地方振興局県税部	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 北庁舎4F	024-521-2692	024-521-2694
県中地方振興局県税部	〒963-8540 郡山市麓山1丁目1-1	024-935-1251	024-935-1254
県南地方振興局県税部	〒961-0971 白河市昭和町269	0248-23-1517	
会津地方振興局県税部	〒965-8501 会津若松市追手町7-5	0242-29-5251	0242-29-5254
南会津地方振興局県税部	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5213	0241-62-5214
相双地方振興局県税部	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30	0244-26-1126	0244-26-1125
いわき地方振興局県税部	〒970-8026 いわき市平梅本15	0246-24-6032	0246-24-6033

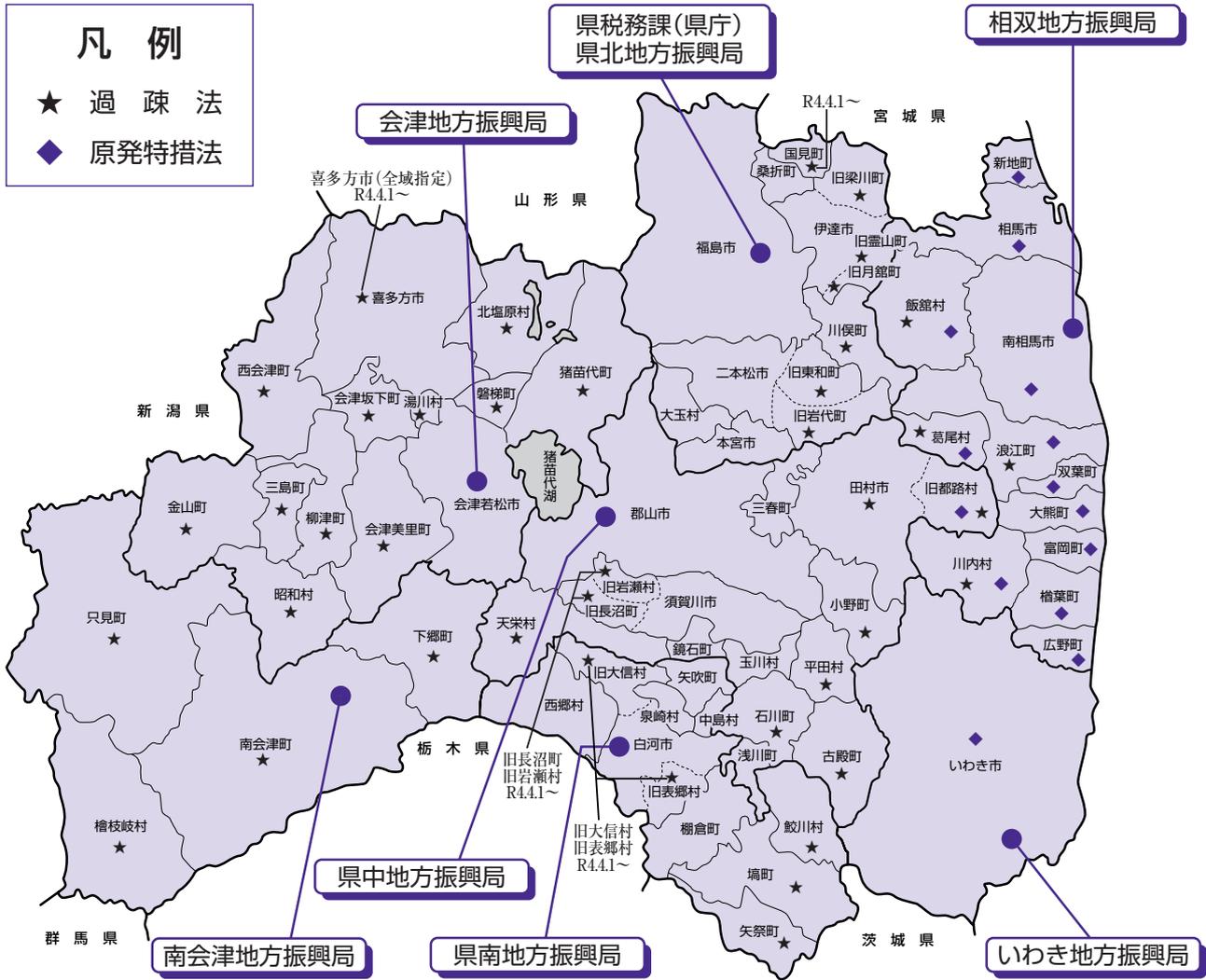
各法律に基づく課税免除等

	復興特区法（東日本大震災復興特別区域法）	福島特措法（福島復興再生特別措置法）					
		イノベ税制	風評税制	企業立地促進税制（新規事業者）	既存事業者		
対象事業者	○ふくしま産業復興投資促進特区、○ふくしま観光復興促進特区 対象となる市町村の指定を受けた個人事業者又は法人 ○サンシャイン観光推進特区、○津波被災地復興商業特区 いわき市の指定を受けた個人事業者又は法人		「新産業創出等推進事業実施計画」を作成し、福島県知事の認定を受けた個人事業者又は法人	「特定事業活動指定事業者事業実施計画」を作成し、福島県知事の認定を受けた個人事業者又は法人	「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」を作成し、福島県知事の認定を受けた個人事業者又は法人	避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日において事業所が所在していたことについて福島県知事の認定を受けた個人事業者又は法人	
対象事業 又は 対象業種	<p>○ふくしま産業復興投資促進特区 ＜製造業関係＞ ①輸送用機械関連産業 ②電子機械関連産業 ③情報通信関連産業 ④医療関連産業 ⑤エネルギー関連産業 ⑥食品・飲料関連産業 ⑦環境・リサイクル関連産業 ⑧地域資源活用型産業（林業関係除く）</p> <p>＜製造業等施設整備事業＞ ①から⑧に係る建築物の建築及び賃貸事業</p> <p>＜農林水産業関係＞ ⑨地域資源活用型産業（林業関係） ⑩農業関連産業 ⑪水産関連産業</p>	<p>○ふくしま観光復興促進特区 ＜観光関連産業関係＞ ①「歴史・文化・体験」 ②「ふくしまの花に代表される自然」 ③「温泉」 ④「娯楽業（アクティビティ）」</p> <p>①から④の Kategorie を設定し、それらの地域資源を活用する取組みを行う事業者が対象 対象業種：宿泊業、飲食店、飲食料品小売業、娯楽業 など</p>	<p>○サンシャイン観光推進特区 「いわき市の観光振興に資する事業」 対象業種：宿泊業、温泉浴場業、旅行業、飲食店、飲食料品小売業、広告業 など</p> <p>○津波被災地復興商業特区 ①雇用機会の確保に寄与する事業 対象業種：小売業（一部を除く）、銀行業、不動産取引業、飲食店 など ②商業施設整備事業</p>	<p>福島イノベーション・コースト構想の下記重点6分野に関連する業種</p> <p>①廃炉 ②ロボット・ドローン ③エネルギー・環境・リサイクル ④農林水産業 ⑤医療関連 ⑥航空宇宙</p>	<p>風評被害に関する業種</p> <p>①農林水産関連産業 ②観光関連産業</p>	<p>①避難解除区域の住民の安定的な雇用に資する事業 対象業種：製造業、情報通信業、運輸業 など</p> <p>②先導的な新産業の創出または、地域資源を活用した事業 対象業種：製造業、新エネルギー（再エネ等）、農林水産業 など</p> <p>③生活関連サービス業 対象業種：卸売業・小売業、飲食サービス業、医療・福祉 など</p> <p>④インフラ等復旧事業 対象業種：建設業（除染関連）、廃棄物処理業 など</p> <p>※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く</p>	<p>要件なし</p> <p>※貸付を目的とする施設を除く</p>
対象区域	<p>県内の特定復興産業集積区域対象市町村 ○ふくしま産業復興投資促進特区 いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村 ○ふくしま観光復興促進特区 相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村、新地町 ○サンシャイン観光推進特区 いわき市の復興産業集積区域 ○津波被災地復興商業特区 いわき市の震災復興土地区画整理事業区域における復興産業集積区域</p>		<p>＜製造業等＞ いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の各一部</p> <p>＜農林水産業＞ いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の各一部</p>	<p>県内全域</p>	<p>避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域</p> <p>※居住制限区域及び認定特定復興再生拠点区域において事業を実施する場合は、一定の要件を満たす必要がある</p>		
取得期限	令和7年3月31日までに取得し事業の用に供すること		令和8年3月31日までに取得し事業の用に供すること	令和8年3月31日までに取得し事業の用に供すること	避難指示解除日から7年を経過する日又は、令和8年3月31日のいずれか早い日までに取得し事業の用に供すること		
対象施設等	<p>【震災特例法】 新設又は増設した施設又は設備 ※中古でないものに限る</p> <p>復興特区法 【機械等取得した場合の特別償却又は税額控除】 第37条：機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物 ※建築物の建築及び賃貸事業については、建物及びその附属設備 【開発研究用資産の特別償却等】 第39条：建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェア</p>	<p>【震災特例法】 機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物並びにその他の減価償却資産で政令で定めるもの（器具備品）でその製作若しくは建設の後事業の用に供したことの無いものを取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを区域内において事業の用に供した場合 ※中古の施設等は対象外</p>	<p>【震災特例法】 機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物でその製作若しくは建設の後事業の用に供したことの無いものを取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを区域内において事業の用に供した場合 ※中古の施設等は対象外</p>	<p>【震災特例法】 機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物でその製作若しくは建設の後事業の用に供したことの無いものを取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを区域内において事業の用に供した場合 ※中古の施設等や貸家・アパート等の貸付目的の施設等は対象外</p>			
	取得価額等	<p>要件なし ※建築物の建築及び賃貸事業については、要件があるため詳細は市町村（復興特区法担当）にお問い合わせください。</p>	要件なし				
課税免除・不均一課税の別	課税免除						
対象税目	個人事業税	対象施設等を事業の用に供した日の属する年以降5年の間の各年に係る所得					
	法人事業税	対象施設等を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して5年の間における各事業年度に係る所得又は収入金額					
不動産取得税	家屋	対象施設等である家屋					
	土地	対象施設等の敷地である土地（対象家屋の垂直投影面積部分） ※取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る					
指定・認定・確認窓口	指定申請先 市町村（復興特区法担当）		認定申請先 県北、県中、相双、いわき地方振興局企画商工部	指定申請先 各地方振興局企画商工部	認定申請先 県北・県中・相双地方振興局企画商工部	確認申請先 各地方振興局税務部	

●震災特例法 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
●復興特区法に関する事 福島県企業立地課 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/hukkotokku.html>

●福島特措法に関する事 福島県企画調整課（認定関係） <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1065.html>
福島県税務課（確認関係） <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/O1115d/zeimu41.html>

		過疎法 (過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)	原発特措法 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	地域未来投資促進法 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)	地域再生法															
対 象 事 業 者		所得税法又は法人税法に規定する青色申告書を提出する個人又は法人、若しくは連結法人	個人又は法人	承認地域経済牽引事業のうち主務大臣の確認を受けた個人又は法人	地方活力向上地域特定業務施設整備計画について県の認定を受けた個人又は法人															
対 象 業 種		<p><指定業種></p> <p>①製造業 ②旅館業 ※建物を取得した者が、旅館業を営むこと</p> <p>③農林水産物等販売業 ※過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業 ※畜産業又は水産業を行う個人で自家労力が、3分の1を超え2分の1以下である場合は、対象設備の新設又は増設にかかわらず個人事業税に係る課税免除の対象となる。</p> <p>④情報サービス業等 ・情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、次に掲げる業務（情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前記に掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業 イ 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務 ロ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要の基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務</p>	<p><指定業種></p> <p>①製造業</p> <p>②道路貨物運送業</p> <p>③倉庫業</p> <p>④こん包業</p> <p>⑤卸売業</p> <p>※製造業以外は、増加する雇用者の数が15人を超えるもの</p>	<p><指定業種></p> <p>各地域の基本計画に合致した事業であること。(県の承認) 国が定める基準に適合することについて、国の確認を受けたものであること。(国の確認)</p> <p>○県北地域 「情報通信機械器具製造業」「輸送用機械器具製造業」などの産業集積を活用した成長ものづくり分野 他</p> <p>○県中地域 医療福祉機器関連産業などの産業集積を活用した成長ものづくり分野 他</p> <p>○県南地域 電子デバイス関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 他</p> <p>○会津・南会津地域 先端産業向け高度部材産業の集積を活用した成長ものづくり分野 他</p> <p>○相双地域 航空宇宙産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野 他</p> <p>○いわき地域 輸送用機械関連産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野 他</p>	<p><指定業種></p> <p>業種の指定なし ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く</p> <p>○移転型【東京23区から本社機能移転】 本社機能において従業員が5人増加すること（中小企業者の法人、個人においては、2人）。（認定計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者となること。又は、初年度に過半数が東京23区からの転勤者であれば、計画期間の東京23区からの転勤者は1/4以上であること。）</p> <p>○拡充型【県内本店所在法人又は個人の本店の新（増）設又は東京23区以外に本店所在のある法人又は個人の本社機能移転】 本社機能において従業員が5人増加すること（中小企業者の法人、個人においては、2人）。</p> <p>※中小企業者とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する「中小企業者」をいう。</p>															
対 象 区 域		最終ページ「各法律に基づく指定地域又は地区」のとおり			県内全域															
取 得 期 限		令和9年3月31日までに取得し事業の用に供すること	令和7年3月31日までに取得し事業の用に供すること	令和7年3月31日までに取得すること	令和8年3月31日まで認定を受けその翌日から3年以内に取得し事業の用に供すること															
対 象 設 備 等		<p>租税特別措置法第12条、第45条若しくは第68条の27の適用を受ける施設又は設備</p> <p>機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物</p>	<p>新設又は増設した施設又は設備</p> <p>製造業：工場用の建物及びその附属設備、機械及び装置 道路貨物運送業：車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備 倉庫業、こん包業及び卸売業：作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備</p>	<p>新設又は増設した施設又は設備</p> <p>建物及びその附属設備、構築物</p>	<p>新設又は増設した施設又は設備 (特定業務施設を取得した場合)</p> <p>建物及びその附属設備</p> <p>※特定業務施設とは、事務所（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他の管理業務部門のいずれか）、研究所（事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む）、研修所であって重要な役割を担う事業所等のことをいう。</p>															
取得価額等		<p>減価償却資産の取得価額（圧縮記帳後）の合計額、法人の規模に応じ以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象業種</th> <th colspan="3">資本金規模</th> </tr> <tr> <th>5,000万円以下 (個人を含む)</th> <th>5,000万円超 1億円以下</th> <th>1億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業 旅館業</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上※</td> <td>2,000万円以上※</td> </tr> <tr> <td>農林水産物等販売業 情報サービス業等</td> <td>500万円以上</td> <td colspan="2">500万円以上※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資本金等の規模が5,000万円超の事業者については、新増設に係る取得等に限る。</p> <p>※減価償却資産 建物及びその附属設備 構築物 機械及び装置 船舶 航空機 車両及び運搬具 工具、器具及び備品</p>	対象業種	資本金規模			5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超	製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上※	2,000万円以上※	農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上※		<p>減価償却資産の取得価額合計額が2,700万円超</p> <p>※減価償却資産 建物及びその附属設備 構築物 機械及び装置 船舶 航空機 車両及び運搬具 工具、器具及び備品</p>	<p>減価償却資産及びその敷地である土地の取得価額合計額が1億円超（農林漁業及びその関連産業に係るものは5,000万円超）</p> <p>※その他関連産業とは、製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。</p> <p>※減価償却資産 建物及びその附属設備 構築物</p>	<p>減価償却資産の取得価額合計額が3,800万円以上 (中小企業者等は1,900万円以上)</p> <p>※減価償却資産 建物及びその附属設備 構築物 機械及び装置 船舶 航空機 車両及び運搬具 工具、器具及び備品</p>
対象業種	資本金規模																			
	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超																	
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上※	2,000万円以上※																	
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上※																		
課税免除・不均一課税の別		課税免除	不均一課税 ※事業税 1年目1/2 2年目3/4 3年目7/8に軽減 ※不動産取得税 1/10に軽減	課税免除 ※不動産取得税のみ	不均一課税 ※事業税 1年目1/2 2年目3/4 3年目7/8に軽減 ※不動産取得税 1/10に軽減															
対 象 税 目	個 人 事 業 税	対象設備等を事業の用に供した日の属する年以降3年の間の各年に係る所得			—															
	法 人 事 業 税	対象設備等を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間における各事業年度に係る所得			—															
	不 動 産 取 得 税	家 屋	対象設備等である家屋 ※製造業：工場用建物の耐用年数を適用したものに限り ※その他：当該事業に対応する耐用年数を適用したものに限り			対象設備等を事業の用に供した日の属する年以降3年の間の各年に係る所得（移転型のみ）														
土 地		対象設備等の敷地である土地（対象家屋の垂直投影面積部分） ※取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る			対象設備等である家屋 当該事業に対応する耐用年数を適用したものに限り															
確 認 ・ 承 認 ・ 認 定 窓 口		確認申請先 市町村（過疎法担当）		承認申請先 各振興局企画商工部	認定申請先 各振興局企画商工部															



問い合わせ先	担当	電話番号	管轄市町村
県北地方振興局県税部	事業税	024-521-2692	福島市・二本松市・伊達市・本宮市
	不動産取得税	024-521-2694	伊達市(桑折町・国見町・川俣町)・安達郡(大玉村)
県中地方振興局県税部	事業税	024-935-1251	郡山市・須賀川市・田村市・岩瀬郡(鏡石町・天栄村)
	不動産取得税	024-935-1254	石川郡(石川町・玉川村・平田村・浅川町・古殿町) 田村郡(三春町・小野町)
県南地方振興局県税部	事業税	0248-23-1517	白河市・西白河郡(西郷村・泉崎村・中島村・矢吹町)
	不動産取得税	0248-23-1517	東白川郡(棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村)
会津地方振興局県税部	事業税	0242-29-5251	会津若松市・喜多方市・耶麻郡(北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町)・河沼郡(会津坂下町・湯川村・柳津町)
	不動産取得税	0242-29-5254	大沼郡(三島町・金山町・昭和村・会津美里町)
南会津地方振興局県税部	事業税	0241-62-5213	南会津郡(下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町)
	不動産取得税	0241-62-5214	南会津郡(下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町)
相双地方振興局県税部	事業税	0244-26-1126	相馬市・南相馬市・双葉郡(広野町・檜葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村)
	不動産取得税	0244-26-1125	相馬郡(新地町・飯館村)
いわき地方振興局県税部	事業税	0246-24-6032	いわき市
	不動産取得税	0246-24-6033	
総務部 税務課	事業税	024-521-7068	
	不動産取得税		

福島県

県税に関するホームページ

福島県 税務課

検索

